

令和5年度 松前町空家等除却支援事業補助金

～空家等の適正管理を促進するため、除却費用の一部を補助します～

空家を放置すると、防災・防犯・衛生などで近隣の方に迷惑をかけることになり、損害が生じた場合、空家の所有者などが責任を問われることもあります。空家の解体撤去の費用を、町が一部補助しますので、適正な維持管理ができずにお困りの方は、補助金をご活用ください。
(※ 補助要件の確認及び添付書類のご案内のため、事前の相談をお願いします。)

補助事業の概要 【申請受付期間：令和5年4月3日(月)～令和5年7月31日(月)】

1 補助の対象となる空家

- (1) 住居その他使用されていない状態でおおむね2年以上経過している個人所有の一戸建て住宅
- (2) 建築後おおむね30年以上経過している住宅
- (3) 他の公的補助金と重複していない

2 申請できる方

- (1) 空家の所有者(個人)
 - (2) 空家の所有者の相続権利人
- ※ (1) または (2) のいずれかの者で、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者でない者

3 補助の対象となる工事

- (1) 対象となる空家の全部を除却し、所有地を更地にする工事
- (2) 町内の解体事業者等(建設業法に基づく土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの許可を受けた事業者、または建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を受けた事業者)に依頼して行う工事

4 補助金額

補助対象経費の2分の1(税抜きで千円未満は切捨て)で上限は60万円です。

※ 申請者が多数の場合は、危険度の高い住宅等を優先して補助を決定しますので、要件を満たしていても補助金が交付できない場合もあります

■ 申請受付期間

令和5年4月3日(月)～令和5年7月31日(月)

※補助金の内容や必要書類など、詳しくは町民課生活環境係へお問い合わせいただくか、松前町ホームページをご確認ください。

■ 補助金交付(不交付)決定通知

9月下旬

■ 工事期間

9月下旬～3月中旬

※交付決定通知後に着手してください。

■ 補助金の支払い

工事終了後、実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後にお支払いします。

詳しくはホームページをご覧ください

松前町ホームページ > 暮らしの情報 >
暮らし > 松前町空家等除却支援事業補助金
<http://www.town.matsumae.hokkaido.jp/hotnews/detail/00000871.html>



相談・問い合わせ・申し込み先

〒049-1592 北海道松前郡松前町字福山248番地1
松前町役場町民課生活環境係 ☎0139-42-2633(直通)